

湯河原町議会委員会条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行			改 正 後			備 考
別表（第1条関係）			別表（第1条関係）			
名称	所管事項	定数	名称	所管事項	定数	
総務文 教・福 祉常 任委 員会	秘書広報室、デ ジタル推進室、 地域政策課、財 政課、庶務課、 税務課、徴収対 策室、介護課、 住民課、保健セ ンター、こども 支援課、社会福 祉課、教育委員 会、選挙管理委 員会、固定資産 評価審査委員会 及び監査委員の 所管に属する事 項その他他の委 員会に属さない 事項	(略)	総務文 教・福 祉常 任委 員会	秘書広報室、デ ジタル推進室、 地域政策課、財 政課、総務課、 税務収納課、介 護課、住民課、 保健センター、 こども支援課、 社会福祉課、教 育委員会、選挙 管理委員会、固 定資産評価審査 委員会及び監査 委員の所管に属 する事項その他 の委員会に属 さない事項	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			<p>附 則</p> <p>この条例は、令和6年4月1日から 施行する。</p>			